

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業の現行相当・A類型サービス
平成29年2月14日開催説明会に関するQ&A**

	質問	回答
①	<p>現行の訪問・通所介護相当サービス、訪問型サービスA、通所型サービスAの事業所を市のホームページ等で適宜一覧表等を作成のうえ公開していただきたい。</p>	<p>現行の訪問・通所介護相当サービスの事業所につきましては、全国の「みなし指定」の事業所を掲載することになることが想定されるため、当市のホームページにおいては公開を予定しておりません。（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会「介護情報サービスかながわ」ホームページ上に現行の訪問・通所介護相当サービスの事業所の情報が適宜掲載されています。）</p> <p>訪問型サービスA（指定型）と通所型サービスAの事業所については当市のホームページにおいて一覧を掲載することを予定しています。（一覧は定期的に更新する予定です。）</p>
②	<p>1回あたりの単位を導入したため、週1回程度の利用者の場合、利用が4回の月と5回の月が発生する。予定を立てるたびに算定コードを「単位/回」または「単位/月」を選択しなおす必要があるか。</p>	<p>ご質問のように、単位数の算定に際して、1回あたりの単位で予定を立てる月と月額報酬（一定の提供回数を超えた場合）にて予定を立てる月があることを想定しています。</p>
③	<p>週に1回程度の利用者に対し、現行の訪問（通所）介護相当サービスを1か月に2回、訪問（通所）型サービスA（指定型）を1か月に3回提供した場合、上限額を超えるため算定不可との説明であるが、どのように計画すべきであるか。（回数を減らすべきであるか。）</p>	<p>利用者の状況を考慮したうえで対応することが前提ですが、ご質問の例のように週に1回程度の利用者（専門的な支援が必要な利用者）が月に計5回以上のサービスを受ける際の計画としては、現行の訪問（通所）介護相当サービスを5回提供し、月額単位にて算定をすれば、回数を減らさずに計画を立てることが可能です。また、週に2回程度の利用が適しているのであれば、適宜計画を変更することも想定されます。</p>
④	<p>A類型従事者研修にて講義の受講と実務研修を修了した者は、無資格者であっても訪問型サービスAに従事することができるが、その者が他の市区町村や他の事業所に移ったとしても、当該資格は引き継がれるのか。</p>	<p>A類型従事者研修の修了者であれば、平塚市から訪問型サービスA（指定型）の指定を受けている事業所であれば、他の事業所に移ったとしても当該資格は引き継がれます。他市町村の事業所に移ったとしても、当該事業所が平塚市へ訪問型サービスA（指定型）の指定を受けているのであれば当該資格は引き継がれます。</p> <p>ただし、他の市区町村において訪問型サービスAを提供する場合は、当該市区町村の基準に従うこととなります。</p>

		<p>す。(例：平塚市のA類型従事者研修の修了者が、〇〇市の訪問型サービスAに従事するには、〇〇市の基準に従うこととなります。〇〇市が平塚市と同じように従事者研修の受講を必須としているのであれば、〇〇市の研修を受講していただく必要があります。)</p>
⑤	<p>A類型従事者研修の修了者にはそれを証明するものは発行されるのか。</p>	<p>A類型従事者研修の修了者には、修了証をお渡しいたします。</p>